

# 江南村 広報

発行所  
大里郡江南村役場  
電話(熊谷)2302

〇〇〇〇  
人口の異動  
4月1日現在  
世帯数 1,368  
人口総数 7,666  
男 3,780  
女 3,886  
今年度に入り  
出生21 死亡24  
転入37 転出60



春 た け な わ  
... 咲誇る南小校庭の桜

## 定例村議会

### 八議案を審議可決

村議会第一回定例会は三月十六日午前九時招集開会され引続き六日間役場会議室で開かれ本年度予算をはじめ八議案をそれぞれ原案通り可決採択六日間の論戦の幕を閉じました。

予算及び議決事項の主要は次の通り

予算方針  
国の打出した所得倍増計画にそって国民経済は予測以上の向上が見られ、しかし農家経済は他産業

### 新予算など

にくらべてその成長率は低く僅かに前年より上昇したに過ぎない状態が見られ、この様な状況下に農家戸数一〇四〇戸全戸数の六二%をしめる本村としては先ず

1. 国や県の方針を考へての財政の基盤にたつて限られた財源を各方面に適正に支出すること  
2. 本村文化の向上と村民の福祉増進の為に必要

な予算の計上  
3. 昭和三十四年一三十七年にわたる統合中学の建築事業を行ったあとの為特に冗費の節約。  
4. 義務支出及びこれに準ずる必要経費は優先的に計上。  
5. 住民の衛生環境の向上保健のため簡易水道事業を本年度より二ヶ年計画をもって施行すべく第一年度より繰出金を計上、本事業の促進を図る予定。  
以上の基本方針に従い新予算は作られた。

●中学校屋内運動場建築費起債  
現在建築中の屋内運動場の建築費に当てる為大蔵省資金運用部より二〇〇万円を借入れ二十年間に返還することになり、また返還するに六分五厘です

●江南村税条例中一部改正する条例  
地方税法の改正に伴い住民税の賦課基準が変った為の条例改正

●火災予防条例  
消防法の改正による火を使用する設備の位置構造及び管理の基準。尚火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定められた。

●消防団条例の一部改正  
消防団条例中給与に関する面の一部改正

●歳計現金預入  
村へ入って来た金は一般会計歳出にあてるまで預

## スポット



五月に入ると茶つみのはじまる八十八夜、八十八夜以後は霜が降らないといわれ農家も忙しくなります。

メーデー  
メーデーというとき、赤旗を立てて行進する風景を思い浮かべますが、メーデーとは古くはローマの花の女神フロラの祭日であり、後にはヨーロッパ諸国では陽春の祭日として大いに楽しんだものなようです。

端午の節句  
五月五日は端午の節句、さわやかに晴れたら

●村の収入  
村税収入一三六四七千円の内、村税三三〇四千円と固定資産税一〇三四三千円が直接負担していただく納税で、予算総額の二五・六%、平均七六〇〇円であり、この外電気ガス税、警備車税、煙草消費税等が地方交付税の収入三〇〇万円

これは村の人口、世帯数、面積、道路の面積延長や小中学校児童生徒数、学級数、学校数等一定の基準により計算され、交付されるもので、総収入の五・六・九%にあたり、

●昭和三十七年度江南村国保特別会計歳入歳出  
歳入特別会計歳入歳出  
歳入特別会計歳入歳出  
歳入特別会計歳入歳出

●歳計現金一時借入  
本年度村税等が入るまでの間歳出にあてるための一時的な措置で原案通り可決

●昭和三十七年度江南村国保特別会計歳入歳出  
歳入特別会計歳入歳出  
歳入特別会計歳入歳出

然ですが村の収入にも限りがありますので一部負担願うわけですが、

●歳計現金一時借入  
本年度村税等が入るまでの間歳出にあてるための一時的な措置で原案通り可決

●昭和三十七年度江南村国保特別会計歳入歳出  
歳入特別会計歳入歳出  
歳入特別会計歳入歳出

五月の空におよぐこのほろをみるのはなんとはいえずよい気持です。

このほろは江戸末期五月人形をかざることで有名な庶民の間からおこりましたが、コイは出世魚といわれるところから武家の間でも行われるようになり、また、コイのほろと一緒に立てる「ふきな」は五色の糸をひじにかけてわざわいをはらった古事によるものといわれています。この節句が男の子のお祭りとなつたのは尚武と高瀬との音の共通から女の子の「ひなまつり」に对照する男

●歳計現金一時借入  
本年度村税等が入るまでの間歳出にあてるための一時的な措置で原案通り可決

●昭和三十七年度江南村国保特別会計歳入歳出  
歳入特別会計歳入歳出  
歳入特別会計歳入歳出

●歳計現金一時借入  
本年度村税等が入るまでの間歳出にあてるための一時的な措置で原案通り可決

●昭和三十七年度江南村国保特別会計歳入歳出  
歳入特別会計歳入歳出  
歳入特別会計歳入歳出

母子家庭の支えに一月一、二〇〇円、三人以上は一人につき、二〇〇円を加算します。

ただ、母親の収入が一三万円をこえたり、母子年金などを受けているときはもらえません。

●母子家庭に児童手当  
母子家庭の支えに一月一、二〇〇円、三人以上は一人につき、二〇〇円を加算します。

ただ、母親の収入が一三万円をこえたり、母子年金などを受けているときはもらえません。

●歳計現金一時借入  
本年度村税等が入るまでの間歳出にあてるための一時的な措置で原案通り可決

●昭和三十七年度江南村国保特別会計歳入歳出  
歳入特別会計歳入歳出  
歳入特別会計歳入歳出

●歳計現金一時借入  
本年度村税等が入るまでの間歳出にあてるための一時的な措置で原案通り可決

●昭和三十七年度江南村国保特別会計歳入歳出  
歳入特別会計歳入歳出  
歳入特別会計歳入歳出

